

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成20年5月8日(2008.5.8)

【公開番号】特開2006-274454(P2006-274454A)

【公開日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【年通号数】公開・登録公報2006-040

【出願番号】特願2005-91121(P2005-91121)

【国際特許分類】

D 0 4 H 1/42 (2006.01)

D 0 6 M 13/08 (2006.01)

D 0 6 M 23/00 (2006.01)

D 0 6 N 3/00 (2006.01)

【F I】

D 0 4 H 1/42 X

D 0 6 M 13/08

D 0 6 M 23/00 A

D 0 6 N 3/00 D A A

【手続補正書】

【提出日】平成20年3月25日(2008.3.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

単纖維纖度が0.0001～0.5d texの極細纖維からなる不織布が少なくとも一方の面を被覆して立毛層を形成し、該立毛層面に5cmを超えて連続する複数の平行な線状模様が存在せず、摩耗減量が20mg以下であり、実質的に纖維素材からなることを特徴とする立毛調シート状物。

【請求項2】

前記不織布が、纖維長10～100mmの極細纖維を含むことを特徴とする請求項1に記載の立毛調シート状物。

【請求項3】

前記不織布と、織物および/または編物とが積層構造を形成してなることを特徴とする請求項1または2に記載の立毛調シート状物。

【請求項4】

単纖維纖度が0.0001～0.5d texの極細纖維からなる不織布を、高压流体によって交絡させた後、少なくとも一度は粒度がP240～P1500のサンドペーパーによって起毛処理することを特徴とする立毛調シート状物の製造方法。

【請求項5】

前記不織布がニードルパンチ不織布であることを特徴とする請求項4に記載の立毛調シート状物の製造方法。

【請求項6】

前記不織布が、織物および/または編物との積層構造を形成しているニードルパンチ不織布であることを特徴とする請求項4または5に記載の立毛調シート状物の製造方法。

【請求項7】

単纖維纖度が0.0001～0.5d texの極細纖維からなる不織布と、織物および/

または編物とを重ねた状態で、高圧流体を打ち付けることを特徴とする請求項4または5に記載の立毛調シート状物の製造方法。

【請求項8】

前記不織布が、纖維長10～100mmの極細纖維を含むことを特徴とする請求項4～7のいずれか1項に記載の立毛調シート状物の製造方法。

【請求項9】

前記最終の高圧流体処理時の、支持体に触れている面を起毛処理することを特徴とする請求項4～8のいずれか1項に記載の立毛調シート状物の製造方法。